

平成24年1月31日
九州地方整備局

記者発表資料

直轄事業における地域維持型建設共同企業体の 当面の取扱いについて

「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（平成13年3月9日閣議決定、平成23年8月9日一部変更。）において、地域維持事業の担い手確保が困難となるおそれがある場合には地域維持型建設共同企業体（以下「地域JV」という。）を活用するとされたところであり、これを受け当面以下の内容で運用することとしたところです。

1. 対象工事

平成24年度発注の道路及び河川の維持工事

2. 構成員の数・組合せ

- ・構成員の数は、2～5社とする。
- ・構成員の組合せは、九州地方整備局における「維持修繕工事」にかかる一般競争参加資格の認定を受けている者とする。

3. 構成員の技術的要件等

- ・構成員のいずれか1社は、元請けとして当該工事と同種の工事の施工実績を有すること。
- ・すべての構成員について、発注工事に対応する建設業法に基づく許可業種の許可を受けている本店、支店又は営業所が「一定の地域内」にあること。
- ・対象工事について同一の企業が単体、経常JV又は地域JVのいずれかの形態をもって同時には参加できない。

4. 入札公告等への記載

対象工事について上記1～3等の内容を入札公告及び入札説明書に記載する。

問い合わせ先

国土交通省 九州地方整備局

住 所：福岡市博多区博多駅東2丁目10番7号 福岡第二合同庁舎

電話番号：（092）471－6331（代表）

総務部 契約管理官

じょう す み お
城 素美夫

（内線：2222）

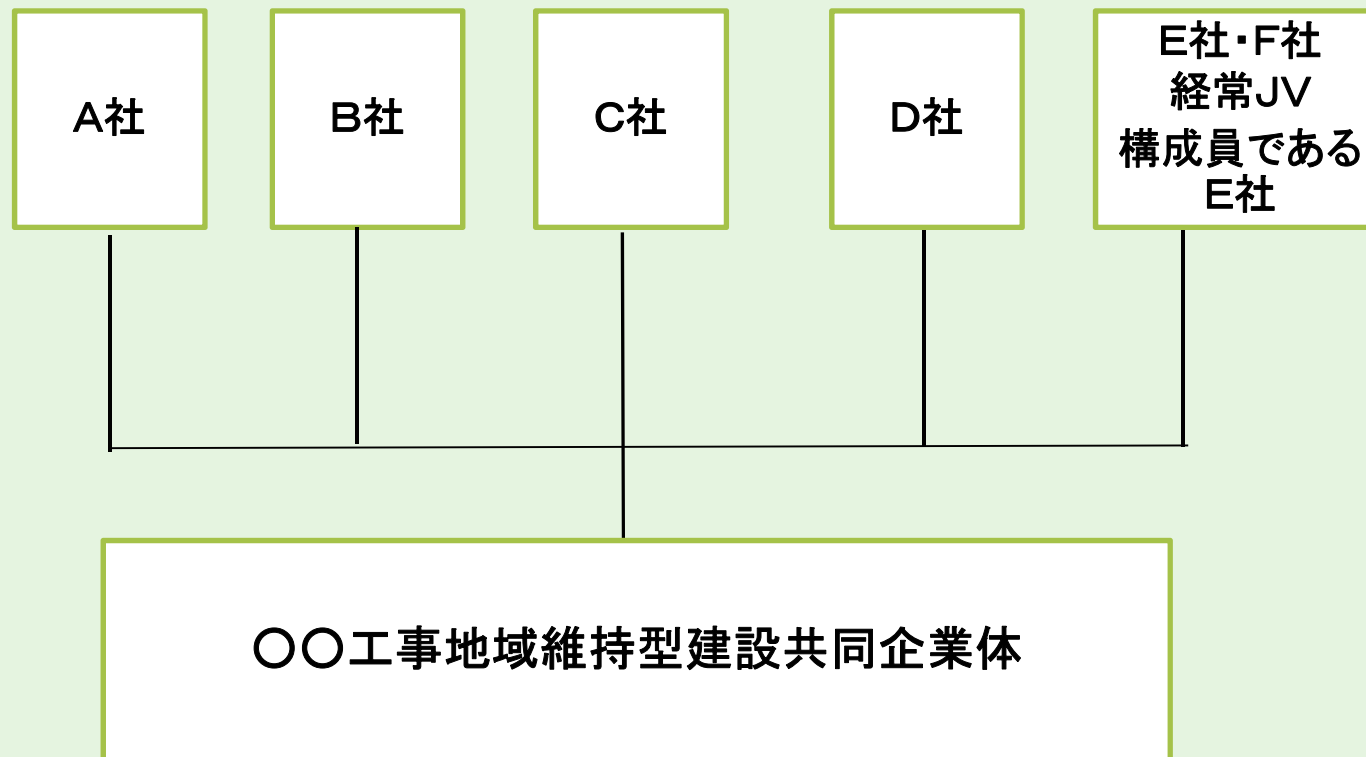
企画部 技術開発調整官

うしろだ とおる
後田 徹

（内線：3120）

(参考) 直轄工事の地域維持型建設共同企業体

地域維持型JVの構成例



* 地域維持型建設共同企業体(以下「地域JV」いう。)

□構成員の要件

- 構成員のいずれかに、当該工事と同種の工事について元請けとしての施工実績を求める。
- すべての構成員が、発注工事に対応する建設業法の許可業種につき、許可を有しての営業年数が3年以上であること。
- 2, 500万円以上の工事において、最も上位(一般土木)の者が、専任の主任(監理)技術者を出す場合、他の構成員の配置する主任技術者は、専任を求めない。(乙型を除く。)
- すべての構成員が、発注工事に対応する建設業法の許可を受けている本店、支店又は営業所が一定地域内にあること。
- 出資比率は、甲型地域JVの場合、すべての構成員が均等割した6／10以上の出資比率であること。
- 監理技術者は、甲型、乙型共に工事が明らかに行われていない期間は、専任は要しない。(書面により明確にする。)

例)

甲型の地域JV・・・工事を出資比率により分担

(例:A社 70%、B社 30%)

乙型の地域JV・・・工事内容により分担

(例:〇〇工事 A社 60%、△△工事 B社 40%)

□対象工事は地域JVの参加を公告にて記載

□地域JVの特徴

①経常JV又は特定JVを構成している者が、地域JVの構成員となることができる。

例)

〇〇建設△△建設経常JV(維持修繕の有資格業者)の内の1社である〇〇建設は、□□建設(維持修繕の有資格業者)と地域JVを構成できる。

(〇〇建設は、維持修繕の有資格業者と同等と見なす。)

②地域JVの構成員は、単体として同種の有資格業者として登録ができる。

例) □□建設は、2つの有資格業者となれる。

□□建設 維持修繕の有資格業者

□□建設△△建設地域JV 維持修繕の有資格者

ただし、□□建設と△△建設は、他の者と地域JVを構成することはできない。

□地域JVとして組み合わせできない事例

- ・1社も建設業法の土木工事業の許可を有していない。
- ・九州地方整備局における「維持修繕工事」の一般競争参加資格の認定を受けていない者の組み合わせ
ただし、経常JVとして認定を受けている場合であっても地域維持JVの構成員として参加することは可能(同等の者として認める。)
- ・発注工事に対応する建設業法の許可を受けている本店、支店又は営業所が一定の地域に無い者との組み合わせ
- ・甲型地域JVの場合で、出資比率がすべての構成員が均等割した10分の6以上でない場合。
- ・乙型地域JVにおいて、分担工事にかかる請負金額が2,500万円以上となる場合の者において、専任の主任(監理)技術者を出すことができない場合。
- ・地域JVにより競争を行わせる工事については、同一の企業が単体、経常JV又は地域JVとして同時に参加できない。